

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示

平成十七年九月十三日 文部科学省告示第百四十号

最終改正：令和元年八月五日 原子力規制委員会告示第七号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第四号の原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定する薬物は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であって、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるものに限る。）
- 二 獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第十一号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療又は診断のために獣医療を受ける飼育動物に対し投与される薬物であって、当該治療又は診断を行う診療施設において調剤されるものに限る。）